

★ 社会福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第十四号）（健康福祉局）

一 改正の要旨

- 1 社会福祉法の一部改正に伴い、社会福祉住居施設に係る開始届出書の様式を定めるなど、関係規定の整理を行った。
- 2 1の様式にサテライト型住居に係る事項を追加した。
- 3 その他必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日。ただし、一・二については、令和四年四月一日

★ 社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則  
(規則第十五号) (健康福祉局)

一 制定の理由

社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、同条例の施行に関し必要な事項について定めた。

二 規則の内容

- 1 無料低額宿泊所の設置者は、設備、職員及び会計に関する記録並びに入居者に提供するサービスの状況に関する記録を整備しておかなければならない。
- 2 無料低額宿泊所(サテライト型住居を設置するものに限る。)の設置者は、サテライト型住居について、1の記録のほか、入居者の状況把握の実施に係る記録を整備しておかなければならない。
- 3 無料低額宿泊所の設置者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者に対し、入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について説明を行うとともに、居室の利用に係る契約等を締結しなければならない。
- 4 無料低額宿泊所の設置者は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所の設置者は、無料低額宿泊所の入居者の状況把握及び無料低額宿泊所の衛生管理を適正に行わなければならない。
- 6 無料低額宿泊所の施設長は、規則で定める事項を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 7 無料低額宿泊所の入居者の金銭の管理は、当該入居者が行うことを原則とするが、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、希望するものについては、無料低額宿泊所の設置者が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。
- 8 その他必要な事項

三 施行期日

令和二年四月一日。ただし、二二については、令和四年四月一日

★ 旅館業法施行細則及び公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則（規則第十六号）（食生活衛生課）

一 改正の要旨

旅館業の入浴設備等におけるレジオネラ症の発生防止対策を講じるため、原湯等の水質の基準及び検査方法を見直すなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則（規則第十七号）（住宅課）

一 改正の要旨

広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部が改正され、入居手続における連帯保証人の確保が不要とされたことに伴い、入居に係る請書の様式を改めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年三月二十四日